

# 令和4年度 財政的援助団体等監査実施結果

## 1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、共通する着眼点、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

### (1) 共通する着眼点

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。

### (2) 監査対象団体及び主な着眼点

ア 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）

- ・出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。
- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

イ 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）

- ・補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
- ・補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
- ・補助金等の目的が達成されているか。

ウ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）

- ・公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
- ・委託料の受領その他の会計経理は、適正に行われているか。
- ・経営成績及び財政状況は、良好か。

## 2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の16団体を選定し監査を実施した。

### (1) 出資団体（8団体）

- 公益財団法人 長田ふるさと財団
- 山梨県土地開発公社
- 公益財団法人 やまなみ文化基金
- 公益財団法人 山梨県下水道公社
- 山梨県住宅供給公社
- 公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
- 公益財団法人 やまなし産業支援機構
- 公益財団法人 山梨県馬事振興センター

### (2) 補助金等交付団体（4団体）

- 一般社団法人 山梨県医師会【山梨県医療提供体制づくり等交付金】
- 公益社団法人 山梨勤労者医療協会【山梨県看護師等養成所運営費補助金】  
【共立高等看護学院運営費補助金】
- 公益社団法人 やまなし観光推進機構【やまなし観光推進機構事業費補助金】
- 一般社団法人 山梨県農業会議【農業委員会ネットワーク機構補助金】

### (3) 公の施設管理団体（4団体）

- 社会福祉法人 山梨ライトハウス【山梨県立青い鳥老人ホーム】
- 社会福祉法人 山梨県障害者援護協会【山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮】
- 山梨県職業能力開発協会【山梨県立中小企業人材開発センター】
- きらっとやまなし共同事業体【山梨県立図書館】

### 3 監査対象期間

令和3年度

### 4 監査実施期間

令和4年10月21日～令和5年2月9日

### 5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

### 6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

#### (1) 指摘事項

法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

#### (2) 指導事項

指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの

#### (3) 注意事項

不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

### 7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。

また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

### 8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

(1) 指摘事項 0件

(2) 指導事項 29件

(3) 注意事項 11件

### 9 監査実施団体ごとの監査の結果

別紙のとおりである。

### 10 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

今回の監査において、各団体で定められた規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものや、指定管理施設の管理に関する基本協定書及び管理運営業務仕様書と実態が相違しているものなどが見受けられた。

所管課においては、団体に対し、今回の指導事項及び注意事項について事務改善を促し、その取組の実施状況を的確に把握するとともに、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の更なる適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。

監査対象団体	公益財団法人 長田ふるさと財団	
所管部(局)課	県民生活部 県民生活総務課	
監査実施日	令和4年10月21日	
事業の概要	<p>福祉、教育、文化及び国際交流活動の促進に関する事業を行い、山梨県民が心身ともに健康で幸せが実感できるふるさとづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 障害者及び高齢者のスポーツ、文化活動の振興に関する事業  (2) 国際文化交流及び海外派遣の促進に関する事業  (3) 生涯学習及び地域文化の振興に関する事業  (4) 看護の促進に関する事業  (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 59.6%)	300,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	<p>[指導事項]</p> <p>特定費用準備資金等取扱規則第6条第1項に、特定資産は、他の資金と明確に区分して管理することが定められているが、特定資産として保有している福祉向上助成事業資金、表彰事業資金及び法人運営資金について、個別に管理する主要簿としての総勘定元帳が、各特定資産ごとに作成されていなかった。</p>	
	<注意事項> 2件	

監査対象団体	山梨県土地開発公社	
所管部(局)課	リニア未来創造局 二拠点居住推進課	
監査実施日	令和4年11月4日 令和5年2月7日	
事業の概要	<p>公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>土地造成事業  県、市町村の計画に基づき、工業団地等の土地の取得、造成、管理及び処分を行う。</p>	
財政的援助等の内容	[出資金] (出資率 100.0%)	20,000,000 円
	[補助金] 山梨県土地開発公社債務処理対策補助金	230,458,000 円
	[貸付金] 山梨県土地開発公社債務処理対策貸付金	6,459,072,000 円
	[債務保証] 山梨県土地開発公社債務処理対策費	6,459,072,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	<p>[指導事項]</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。  山梨ビジネスパーク売却代未収金 511,178,450 円</p> <p>2 公社が保有する山梨ビジネスパーク内の調整池(土地)について、固定資産原簿に記載されておらず、貸借対照表及び財産目録に資産として計上されていなかった。</p> <p>3 会計規程第74条に「本章に規定のない契約に関する事項については、山梨県財務規則、山梨県建設工事執行規則その他山梨県の契約関係の規則及び規程の例によるものとする。」と定められているが、平成27年4月1日付で単年度契約を締結以降、毎年度自動更新により対応している警備業務委託契約書について、契約解除のための暴力団排除条項及び違約金条項が設けられていなかった。</p> <p>4 事務決裁規程第4条第1項及び別表により、金額1,000万円以上5,000万円未満の収入の決定に関することについては、常任理事の専決事項とされているが、事務局長の決裁となっているものがあった。</p>	
	<注意事項> 1件	

監査対象団体	公益財団法人 やまなみ文化基金	
所管部(局)課	観光文化部 文化振興・文化財課	
監査実施日	令和4年12月2日	
事業の概要	<p>県民の文化活動が自主的かつ活発に推進されるよう、個人又は文化団体等の活動を奨励、援助などを行うことにより、個性豊かな地域文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 地域文化振興事業への助成  (2) 芸術文化の創作、成果発表等への奨励、助成  (3) 文化教養活動の奨励、助成  (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 100.0%)	300,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において作成することが定められている附属明細書が作成されていなかった。	
	<注意事項> 1件	

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社	
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課下水道室	
監査実施日	令和4年11月28日	令和5年2月9日
事業の概要	<p>下水道技術の調査研究、下水道知識の普及啓発、下水道施設の管理運営並びに下水道排水設備工事責任技術者の認定等を行い、もって県及び市町村の下水道行政の推進と県民の健康で文化的な生活に寄与し、公衆衛生の向上及び環境保全に資することを目的とする。</p> <p>(1) 下水道技術の調査研究  (2) 下水道知識の普及啓発  (3) 流域下水道施設の維持管理事業及び当該事業の関連事業  (4) 下水道排水設備工事責任技術者の認定、登録等  (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 50.0%)	37,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] なし	
	<注意事項> 1件	

監査対象団体	山梨県住宅供給公社	
所管部(局)課	県土整備部 建築住宅課	
監査実施日	令和4年11月8日、9日	令和5年2月7日
事業の概要	<p>住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 住宅の積立分譲を行うこと。  (2) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。  (3) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。  (4) 市街地においてこの公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。  (5) 住宅の用に供する宅地の造成にあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成</p>	

	<p>を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(6) この公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(8) 水面埋立事業を施行すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。</p> <p>(10) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。</p>																
<p>財政的援助等の内容</p>	<table border="0"> <tr> <td>[出資金] (出資率 100.0%)</td> <td>10,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金</td> <td>240,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金</td> <td>6,614,000 円</td> </tr> <tr> <td>[負担金] 山梨県住宅供給公社職員共済組合費負担金</td> <td>2,089,380 円</td> </tr> <tr> <td>[貸付金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金</td> <td>6,876,232,000 円</td> </tr> <tr> <td>[損失補償] 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償 (令和 3 年度債務負担行為限度額)</td> <td>6,876,232,000 円 6,992,933,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〈公の施設管理〉</td> </tr> <tr> <td>山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 指定管理委託料 (令和 3 年度)</td> <td>17,091,797 円</td> </tr> </table>	[出資金] (出資率 100.0%)	10,000,000 円	[補助金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000 円	山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	6,614,000 円	[負担金] 山梨県住宅供給公社職員共済組合費負担金	2,089,380 円	[貸付金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000 円	[損失補償] 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償 (令和 3 年度債務負担行為限度額)	6,876,232,000 円 6,992,933,000 円	〈公の施設管理〉		山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 指定管理委託料 (令和 3 年度)	17,091,797 円
[出資金] (出資率 100.0%)	10,000,000 円																
[補助金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策補助金	240,000,000 円																
山梨県高齢者向け優良賃貸住宅家賃対策補助金	6,614,000 円																
[負担金] 山梨県住宅供給公社職員共済組合費負担金	2,089,380 円																
[貸付金] 山梨県住宅供給公社債務処理対策貸付金	6,876,232,000 円																
[損失補償] 山梨県住宅供給公社事業資金の借入に係る損失補償 (令和 3 年度債務負担行為限度額)	6,876,232,000 円 6,992,933,000 円																
〈公の施設管理〉																	
山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 指定管理委託料 (令和 3 年度)	17,091,797 円																
<p>監査の結果</p>	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 賃貸住宅未収金 2,950,071 円 退去者負担修繕未収金 4,783,835 円</li> <li>長期未収金について、次のとおり不備があった。 ①平成 29 年度以後の督促記録が整備されておらず、督促状況が確認できなかった。 ②退去者負担修繕未収金に関する取扱要領に、居住地が判明している者に対し督促状等を発送することが定められているが、令和 3 年度に行った居住地再調査により居住地が判明した者に対し、発送されていなかった。</li> <li>消費税の還付加算金は消費税の課税対象とはならないが、令和 2 年度の消費税確定申告に係る還付加算金を消費税の課税対象として会計処理しており、消費税が過大に納付されていた。</li> <li>公社所有地に係る使用許可について、毎年度、使用料の収入を行っているが、使用料や使用許可期間等の根拠となる書類が確認できなかった。</li> <li>県営住宅遊具撤去補修工事において、工事請書に添付された工事設計書に遊具撤去に伴う産業廃棄物の運搬処分費が計上されていたにもかかわらず、当該運搬処分が終了する前に、請負代金が支払われているものがあった。</li> <li>県営住宅等管理業務仕様書に暴力団の排除措置が定められているが、県営住宅等退去修繕等基本契約書において、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかった。</li> </ol> <p>〈注意事項〉 なし</p>																

監査対象団体	公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター	
所管部(局)課	警察本部 組織犯罪対策課	
監査実施日	令和4年11月15日	
事業の概要	<p>暴力団員による不当な行為を予防するための広報、支援等の活動を推進するとともに、暴力団員による不当な行為についての相談、被害者の救援等の事業を行うことにより、社会全体の暴力排除意識の高揚並びに暴力団員による不当な行為等の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報及び啓発事業</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を支援する事業</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為に関する県民からの電話相談及び面接相談事業</p> <p>(4) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止する事業</p> <p>(5) 少年を暴力団から守る事業</p> <p>(6) 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援助事業</p> <p>(7) 山梨県公安委員会の委託を受けて、事業所等の不当要求防止責任者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第14条の不当要求による被害を防止するための措置が有効に行われるようにするための講習事業</p> <p>(8) 法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の事業を援助する事業</p> <p>(9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して、見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援事業</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対し、少年を暴力団から守るための活動に必要な研修事業</p> <p>(11) 暴力団員による不当な行為の予防に関する相談及び暴力団監視事業</p> <p>(12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 50.5%)	300,000,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項]	
	<p>財務諸表に対する注記において、満期保有目的債券の評価基準及び評価方法は原則として償却原価法によるとされているが、基本財産として運用している投資有価証券のうち、取得価額と債券金額の差が多額な債券について、償却原価法が採用されていなかった。</p>	
	<注意事項> 1件	

監査対象団体	公益財団法人 やまなし産業支援機構	
所管部(局)課	産業労働部 産業政策課	
監査実施日	令和4年12月12日、13日 令和5年2月9日	
事業の概要	<p>県内中小企業等の経営基盤強化、経営の革新、創業の促進、技術の高度化、科学技術の振興、国際化への対応等を総合的に支援する事業とともに、公の施設の管理運営及び交流促進に関する事業を行い、もって山梨県の産業経済の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 中小企業の経営の革新、創業の促進、経営資源確保、事業承継、事業転換、企業再生等の総合的支援事業</p> <p>(2) 下請企業の経営基盤の強化事業</p> <p>(3) 県内外の中小企業支援機関と連携して行う、産学官金連携等の支援事業</p>	

	(4) 中小企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備投資の支援 (5) 科学技術・産業技術・先端技術等の研究開発及び普及等の支援事業 (6) 知的財産の創造、保護及び活用等の支援事業 (7) 中小企業の労働力確保、雇用機会の創出、教育訓練の充実等の支援事業 (8) 中小企業の情報化の促進、情報処理に関する知識・技能の向上等の支援事業 (9) 中小企業の国際化の支援事業 (10) 企業立地の促進、産業集積の形成及び地域の活性化等の支援事業 (11) 公の施設の管理運営事業 (12) その他法人の公益目的を達成するために必要な事業																				
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>[出捐金] (出捐率 40.0%)</td> <td>173,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>[補助金] 中小企業支援基盤整備事業費補助金</td> <td>81,784,577 円</td> </tr> <tr> <td>          メディカル・デバイス・コリドー創生事業費補助金</td> <td>33,485,451 円</td> </tr> <tr> <td>          小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金</td> <td>6,685,000 円</td> </tr> <tr> <td>          県単独中小企業設備貸与事業円滑化補助金</td> <td>3,384,000 円</td> </tr> <tr> <td>          中東地域との宝飾分野交流事業費補助金</td> <td>520,667 円</td> </tr> <tr> <td>[貸付金] 高度化資金貸付金 (山梨みらいファンド造成資金貸付金)</td> <td>2,500,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>          小規模企業者等設備導入資金貸付金</td> <td>2,149,745,000 円</td> </tr> <tr> <td>          県単独中小企業設備貸与資金貸付金</td> <td>351,892,000 円</td> </tr> <tr> <td>[損失補償] 県単独中小企業設備貸与資金貸付事業 〈公の施設管理〉           産業展示交流館アイメッセ山梨           指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日           指定管理委託料 (令和 3 年度)           (委託料の精算に係る県への納付金)</td> <td>364,576,000 円          17,750,251 円 18,830,989 円</td> </tr> </table>	[出捐金] (出捐率 40.0%)	173,800,000 円	[補助金] 中小企業支援基盤整備事業費補助金	81,784,577 円	メディカル・デバイス・コリドー創生事業費補助金	33,485,451 円	小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	6,685,000 円	県単独中小企業設備貸与事業円滑化補助金	3,384,000 円	中東地域との宝飾分野交流事業費補助金	520,667 円	[貸付金] 高度化資金貸付金 (山梨みらいファンド造成資金貸付金)	2,500,000,000 円	小規模企業者等設備導入資金貸付金	2,149,745,000 円	県単独中小企業設備貸与資金貸付金	351,892,000 円	[損失補償] 県単独中小企業設備貸与資金貸付事業 〈公の施設管理〉 産業展示交流館アイメッセ山梨 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理委託料 (令和 3 年度) (委託料の精算に係る県への納付金)	364,576,000 円          17,750,251 円 18,830,989 円
[出捐金] (出捐率 40.0%)	173,800,000 円																				
[補助金] 中小企業支援基盤整備事業費補助金	81,784,577 円																				
メディカル・デバイス・コリドー創生事業費補助金	33,485,451 円																				
小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	6,685,000 円																				
県単独中小企業設備貸与事業円滑化補助金	3,384,000 円																				
中東地域との宝飾分野交流事業費補助金	520,667 円																				
[貸付金] 高度化資金貸付金 (山梨みらいファンド造成資金貸付金)	2,500,000,000 円																				
小規模企業者等設備導入資金貸付金	2,149,745,000 円																				
県単独中小企業設備貸与資金貸付金	351,892,000 円																				
[損失補償] 県単独中小企業設備貸与資金貸付事業 〈公の施設管理〉 産業展示交流館アイメッセ山梨 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 指定管理委託料 (令和 3 年度) (委託料の精算に係る県への納付金)	364,576,000 円          17,750,251 円 18,830,989 円																				
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。 設備貸与事業 (割賦販売事業・リース事業) に係る未収金 457,678,331 円</li> <li>中小企業支援基盤整備事業費補助金について、同事業特別会計の正味財産増減計算書に計上された受取補助金額が実際に受領した額と相違していた。</li> <li>会計規程第 16 条に「財団が行う契約は、業務方法書で別に定める場合を除き、山梨県財務規則の例による。」と定められているが、消耗品等の購入にあたり、納品書のないもの及び検収が行われていないものがあつた。</li> <li>会計規程第 16 条に「財団が行う契約は、業務方法書で別に定める場合を除き、山梨県財務規則の例による。」と定められているが、1 件あたり 50 万円以上の新聞広告掲載に係る随意契約において、請書が徴されていないあつた。</li> <li>管理運営業務仕様書第 4 の 3 に「指定管理者は、施設管理に伴う共通経費について入居団体と協議のうえ、別途協定を締結し、県に報告すること。」と定められているが、当該協定書の締結及び報告がされていないあつた。</li> </ol> <p>&lt;注意事項&gt; 1 件</p>																				

監査対象団体	公益財団法人 山梨県馬事振興センター
所管部(局)課	農政部 畜産課
監査実施日	令和 4 年 12 月 1 日
事業の概要	馬事技術の普及奨励と優良乗用馬の育成供給等を行い、もつて乗馬及び畜産の振興に寄与することを目的とする。 (1) 馬事技術普及奨励事業 (2) 優良乗用馬育成供給事業

	(3) 乗馬振興事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
財政的援助等の内容	[出捐金] (出捐率 40.0%)	400,000 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	[指導事項] 会計処理規程第 21 条第 1 項に「金銭を収納したときは、日日銀行に預け入れ支出に充ててはならない。」と定められているが、収納した金銭の一部について、金融機関に預け入れずに小口払いに使用する手許現金と併せて管理のうえ、現金支払いに充てられていた。	
	<注意事項> なし	

監査対象団体	一般社団法人 山梨県医師会	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和 4 年 11 月 17 日	
財政的援助等の内容	[交付金] ①山梨県医療提供体制づくり等交付金	40,000,000 円
	[補助金] ②電子版かかりつけ連携システム普及促進事業費補助金	2,307,000 円
	③在宅医療介護支援体制強化事業費補助金	1,805,000 円
	④在宅医療推進体制整備事業費補助金	1,119,000 円
補助の目的	<p>①一般社団法人山梨県医師会(以下「医師会」という。)が行う「良質かつ適切な医療を提供する体制の確保、健康増進に関する正しい知識の普及、研究の推進、医療従事者の養成及び資質の向上等のための事業」に対し交付金を交付することにより、県民への良質な医療の提供並びに県民の健康及び衛生の保持を図ることを目的とする。</p> <p>②在宅医療と在宅介護の多職種連携を強化するため、医師会が実施する患者自らが医療データを蓄積し、多職種で共有するシステムの普及を促進する取り組みに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>③県内における在宅医療の推進を図るため、医師会が実施する介護支援専門員の資質向上のための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>④県内における在宅医療の推進を図るため、医師会が実施する在宅医療推進に向けた協議会等の設置及び運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益社団法人 山梨勤労者医療協会	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	令和 4 年 12 月 8 日	
財政的援助等の内容	[補助金] ①山梨県看護師等養成所運営費補助金	18,398,000 円
	②共立高等看護学院運営費補助金	11,000,000 円
補助の目的	<p>①看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営について予算の範囲内において補助金を交付し、その強化及び充実を行い、もって養成力の充実を図る。</p> <p>②民間病院の看護師確保対策を推進するため、公益社団法人山梨勤労者医療協会が設置する共立高等看護学院の運営について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	
監査の結果	指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象団体	公益社団法人 やまなし観光推進機構	
所管部(局)課	観光文化部 観光振興課、観光資源課	
監査実施日	令和 4 年 12 月 6 日	
財政的援助等の内容	[補助金] ①やまなし観光推進機構事業費補助金	88,618,393 円
	②やまなし観光推進機構特別事業補助金	9,524,219 円



	③地域連携DMO事業費補助金	8,709,233 円
補助の目的	<p>①本県の観光と物産の振興を推進するため、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）の運営及び機構が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>②信玄公祭りを円滑に執行するとともに、全国屈指の武者祭りとして育成し、山梨県の観光振興の促進に資するため、機構が行う特別事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>③観光産業の生産性の向上等による更なる活性化による本県の地域経済の発展や雇用の創出を図るために必要な、機構が行う地域連携DMO事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>	
監査の結果	[指摘事項] なし	
	<p>[指導事項]</p> <p>1 会計規程第 25 条に過誤納金の還付に関する会計処理について定められているが、令和 3 年度の地域連携DMO事業費補助金の額の確定に伴う補助金還付について、振替伝票が起票されておらず、規定の処理が行われていなかった。</p> <p>2 やまなし観光推進機構事業費補助金のうち、観光戦略推進費について、実績報告書に記載された対象経費の実支出額が相違しており、補助金が過大交付されていた。</p> <p>3 やまなし観光推進機構事業費補助金のうち、信玄公生誕 500 年を活用したコロナ禍反転攻勢誘客促進事業に係る実績報告書について、同補助金要綱に定められた提出期限を遅延して提出されていた。</p>	
	<注意事項> 2 件	

監査対象団体	一般社団法人 山梨県農業会議	
所管部（局）課	農政部 担い手・農地対策課	
監査実施日	令和 4 年 10 月 28 日	
財政的援助等の内容	[補助金] 農業委員会ネットワーク機構補助金	24,522,000 円
	[交付金] 農地中間管理機構集積支援事業交付金	7,272,000 円
補助の目的	農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会ネットワーク機構が実施する事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金及び補助金を交付する。	
監査の結果	[指摘事項] なし	
	<p>[指導事項]</p> <p>「経理規程の実施に関する必要事項について」に、金額が 10 万円以上の印刷及び購入については、印刷伺書及び購入伺書を作成のうえ、2 社以上の見積書を添付することが定められているが、10 万円以上の印刷について、印刷伺書が作成されておらず、かつ 2 社以上の見積書が添付されていなかった。</p>	
	<注意事項> なし	

監査対象団体	社会福祉法人 山梨ライトハウス	
所管部（局）課	福祉保健部 健康長寿推進課（公の施設管理）、障害福祉課（補助金）	
監査実施日	令和 4 年 11 月 24 日	
財政的援助等の内容	<p>&lt;公の施設管理&gt;</p> <p>山梨県立青い鳥老人ホーム</p> <p>指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理委託料（令和 3 年度）</p> <p style="text-align: right;">116,074,363 円</p>	
	[補助金] 情報文化センター（点字図書館）運営費補助金	40,658,100 円
監査の結果	[指摘事項] なし	
	<p>[指導事項]</p> <p>1 指定管理業務に係る経費で購入したパソコンについて、基本協定書第 17 条第 7 項に「あ</p>	

	<p>らかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる。」旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。</p> <p>2 指定管理業務の実施に当たり付保しなければならない賠償責任保険について、基本協定書第 18 条第 2 項及び管理運営業務仕様書第 5 に、山梨県及び指定管理者が被保険者となることが定められているが、被保険者が指定管理者のみとなっていた。</p>
	〈注意事項〉 なし

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県障害者援護協会
所管部（局）課	福祉保健部 障害福祉課
監査実施日	令和 4 年 11 月 18 日
財政的援助等の内容	<p>〈公の施設管理〉</p> <p>山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮</p> <p>指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理委託料（令和 3 年度） 0 円</p>
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>1 契約書に次のとおり不備があった。</p> <p>①管理運営業務仕様書第 13 に暴力団排除措置について定められているが、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていないものがあった。</p> <p>②契約締結日が記載されておらず、契約書の押印のないものがあった。</p> <p>2 指定管理業務に係る経費で購入したパソコンについて、基本協定書第 17 条第 7 項に「あらかじめ山梨県の承認を受けて、業務計画書に記載した管理業務に係る経費で備品を購入し、又は調達し、管理業務の用に供することができる。」旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。</p>
	〈注意事項〉 2 件

監査対象団体	山梨県職業能力開発協会
所管部（局）課	産業労働部 産業人材育成課
監査実施日	令和 4 年 11 月 22 日
財政的援助等の内容	<p>〈公の施設管理〉</p> <p>山梨県立中小企業人材開発センター</p> <p>指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理委託料（令和 3 年度） 12,437,216 円</p> <p>（利用料金に係る県への納付金 22,036 円）</p> <p>[補助金] 山梨県職業能力開発協会費補助金 43,739,000 円</p>
監査の結果	<p>[指摘事項] なし</p> <p>[指導事項]</p> <p>山梨県立中小企業人材開発センター利用規程第 19 条第 3 項及び財務規程第 15 条第 1 項に、収入日計表を作成し、その日の収入取引を整理しなければならないことが定められているが、日ごとの収入日計表として作成されていないものがあった。</p>
	〈注意事項〉 なし

監査対象団体	きらっとやまなし共同事業体
所管部（局）課	教育庁 生涯学習課
監査実施日	令和 4 年 11 月 16 日
財政的援助等の内容	<p>〈公の施設管理〉</p> <p>山梨県立図書館</p>

	<p>指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>指定管理委託料（令和 3 年度） 92,383,397 円</p> <p>（うち、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館等の措置分 1,244,869 円）</p> <p>（委託料の精算に係る県への納付金 179,423 円）</p>
監 査 の 結 果	[指摘事項] なし
	<p>[指導事項]</p> <p>基本協定書第 30 条第 2 項に、指定管理者は自己の各年度の決算が確定した後、速やかに財務諸表又はこれに類するものを県教育委員会に提出しなければならないことが定められているが、提出されていなかった。</p>
	<注意事項> なし